令和９年度山形県特別支援学校における介護等体験実施取扱要項

１　趣旨

この取扱要項は、令和９年度山形県介護等体験実施要項（以下「実施要項」という。）第 15 条に基づき、山形県立特別支援学校及び山形大学附属特別支援学校において実施される介護等体験に関して、必要な事項を定めるものとする。

２　介護等体験の対象者について「第２条関係」

介護等体験の対象者は、介護等体験特例法の適用を受け、教育職員免許法第５条第１項の規定により、小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者で、原則として次の事項に該当する者（以下「介護等体験生」という。）とする。

・県内の大学及び短期大学に在学する者
・本県出身者（県内高等学校を卒業した者）で、県外の大学等に在学する者

３　介護等体験実施学校について「第４条関係」

山形県内に設置されている次の特別支援学校（以下「学校」という）において実施するものとする。

山形県立山形盲学校
山形県立山形聾学校
山形県立酒田特別支援学校
山形県立山形養護学校
山形県立米沢養護学校
山形県立ゆきわり養護学校
山形県立鶴岡養護学校
山形県立新庄養護学校
山形県立村山特別支援学校
山形県立楯岡特別支援学校
山形県立上山高等養護学校
山形県立鶴岡高等養護学校
国立大学法人山形大学附属特別支援学校

４　介護等体験申込書の提出について「第６条第２項関係」

大学等は、介護等体験生を集約し、介護等体験を希望する年度の前年度３月末日までに、山形県教育委員会あてに介護等体験申込書（別紙様式１－①及び様式１－②）を提出するものとする。

５　介護等体験生受入れの調整について「第６条第３項関係」

山形県教育委員会は、大学等からの介護等体験申込書をもとに、学校と調整を行い、その結果を学校へ通知（別紙様式２）するものとする。

６　介護等体験生受入れの調整結果の通知について「第６条第３項関係」

山形県教育委員会は、受入れの調整結果を大学等へ通知（別紙様式３）するものとする。

７　受入依頼書の送付について

大学等は、割当を受けたそれぞれの学校長あてに、介護等体験開始の１か月前までに、受入依頼書（別紙様式４）を送付するものとする。

８　介護等体験の欠席等の届けについて

(1) 受入学校決定後、大学等は、やむを得ない事情により介護等体験ができない事由が生じたときは、該当学校に申し出ることによって、介護等体験の欠席をすることができるものとする。この場合、大学等は介護等体験欠席届（別紙様式５）を、介護等体験開始２週間前までに該当学校及び山形県教育委員会に提出しなければならない。

(2) 受入学校決定後、学校は、やむを得ない事情により介護等体験が実施できない事由が生じたときは、該当大学等に申し出ることによって、介護等体験の実施期間の変更をすることができる。この場合、学校は介護等体験期間変更届（別紙様式６）を、介護等体験開始２週間前までに該当大学等及び山形県教育委員会に提出しなければならない。

９　介護等体験生の指導について「第８条関係」

(1) 学校は、介護等体験生のための担当者を定め、適切な介護等体験が実施されるよう指導に当たらなければならない。

(2) 山形県教育委員会は、大学等及び学校と綿密な連携をとり、介護等体験の適切な運営の確保に努めなければならない。

10　介護等体験生の責務等について「第９条関係」

山形県教育委員会は、学校における介護等体験の適正な運営を確保するため、介護等体験の中止又は証明書発行の拒否を受けた介護等体験生については、今後本県での介護等体験を受け入れないことを原則とする。

11　事故発生の責任について

大学等は、介護等体験生が介護等体験中、学校において発生させた事故について、その責任を負わなければならない。

大学等及び学校は、前項の規定により事故の発生があった場合は、介護等体験事故発生届（別紙様式９）を速やかに山形県教育委員会に提出するものとする。

12　証明書の発行について「第 10 条関係」

実施要項第 10 条により発行する証明書の用紙（別紙様式７）は、原則として介護等体験生が持参するものとする。また、再発行はしないものとする。

13　実施報告について「第 11 条関係」

学校長は、介護等体験の実施終了後１か月以内に実施報告書（別紙様式８）を、山形県教育委員会あてに提出するものとする。

14　経費の徴収について「第 12 条関係」

介護等体験に係る経費については、実費とする。また、徴収方法については実施学校長が指定するものとする。

15　その他

介護等体験の実施に必要な事項は、実施要項及びこの取扱要項に定めることのほか、別に通知するところによる。